尼崎城址公園においてする行為の許可基準

この基準は、尼崎市都市公園条例(以下「都市公園条例」という。)第3条に基づく公園内 行為について、許可の基準等を定め、公園の公正かつ適正な管理を行なうことを目的とする。

1 公園内行為の許可基準

公園内行為は、次の要件を具備するものでなければならない。

(1) 共通的基準

- ① 公共の福祉、公序良俗に反していないこと。
- ② 都市公園条例第5条に規定されている禁止行為でないこと。
- ③ 他の公園利用者に不便を生じさせ、又は危害を加えるものでないこと。
- ④ 公園の種類、規模及び設置目的に適合すること。
- ⑤ 公園の利用の実態を考慮し、他の公園利用者に著しい支障をきたさないこと。
- ⑥ 他の公園利用者や地域住民の理解が得られること。
- ⑦ 民間企業等が専ら営利を目的として行なう行為でないこと。
- 8 周辺住民に迷惑とならないこと。

(2) 行為区分ごとの基準等

① 行商、募金、出店その他これらに類する行為

	区分	許可基準等
	行商、出店その他こ	・市民祭りや地区の祭り、隣接社寺等における祭礼又は公園
1	れらに類する行為	内で行う運動会の催し等、行為の目的が他にあり、それに
		付随して行なわれる場合に限って許可する。
	募金	・募金の趣旨、領収書及び内容等が明確に判断できる資料を
_		申請書に添付させる。

② 業として行なう写真又は映画等の撮影

	区分	許可基準等
	業として行うテレ	・報道機関が行政機関の資料提供などに基づく取材及び公園
	ビ、ビデオ映画、写	内の施設・イベントの紹介あるいは新聞記事、ラジオ・テ
	真等の撮影	レビの報道番組などニュース性のある時事的内容の取材
1		を行う場合などに許可する。
'		・緊急を要する取材等については、概要を把握することによ
		り承認することがある。
		• 指定管理者の自主事業
		・市の PR に資すること

興行を行なうこと

	区分	許 可 基 準 等
	音楽会、演劇、相	・興行とは、入場料収入による営利を目的としたものを対
	撲、映画、プロレ	象とし、実費程度の参加料収入だけの場合は興行とみな
1	ス、サーカス等	さない。
		・近隣住民の迷惑になるもの又はその公園の特性にそぐわ
		ないと判断するものは、許可しない。

③ 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し

	210 = 1, 1320= 1, 2	表立ての他と行りに知りる惟し
	区分	許可基準等
	植木市、青空市場、	・営利を目的とするものは、「行商、出店その他これらに類
1	物産展、盆栽展、バ	する行為」の項を適用する。
'	ザー、不用品交換会	・運動会等に付随する催し物の一環として行われるものに
	等の販売行為	ついては、「各種イベント」の項を適用する。
	営利を目的とした物	・公告宣伝等営利を目的とするものは許可しない。
2	品の頒布、アドバル	・交通安全啓蒙等公共性のあるもの及び公園内における運
	ーン等の公告物	動会等に付随する催し物の一環として行われるものに限
		って許可する。
3	展示会、展覧会、金	・営利を目的とする販売行為が伴う場合は、「行商、出店そ
3	魚・鯉等の品評会等	の他これらに類する行為」の項を適用する。
	集会	・演説会、講演会、メーデー、決起集会その他これらに類
		する集会に適用する。
4		・公園の規模、公園周辺の状況及び行為の内容、時間帯や
4		参加人数等から、公園の大部分を長時間使用するなど、
		公園利用者や近隣住民に迷惑になると判断するものは許
		可せず、場所の変更等を指導する。
5	盆踊り	・盆踊り以外の行為が伴うものは「各種イベント」の項を
J		適用する。
	防災訓練	・防災訓練等でのパット等による火気の使用は許可する。
6		・火、消火器を使用しない単なる避難訓練のみの場合は、
		自由使用とする。
		・消防車等による放水訓練の場合は許可を必要とする。
	各種イベント	・公園の規模、公園周辺の状況及び行為の内容、時間帯や
	(競技会、運動会、	参加人数等から、公園の大部分を長時間使用するなど、
7	相撲大会、映画の上	公園利用者や近隣住民に迷惑になると判断するものは許
	映会、音楽会、演劇	可せず、場所の変更等を指導する。
	等)	・各種イベントの項は、公園内行為の各区分の行為を複合

-	-
ı	49/20045-4-21/4-1-1-4-YED-4-2
ı	的に実施する催しにも適用する。
П	

④ その他全部又は一部を独占使用するとき

	区分	許可基準等
	駐車場以外の駐車	・公園駐車場以外の場所での車の駐車については、原則とし
		て許可しない。
1		•他の行為許可に伴うもの及びその他事情やむを得ないと判
		断されるものは許可する。
0	テント等の工作物	・自由使用の行為において、一定時間以上テント、テーブル
2		等の工作物等を設置する場合は、許可を必要とする。

2 公園内行為の申請手続等

(1) 受付方法

- ① 許可の申請は使用開始日の3ヶ月前から受け付け、申請書は2週間前までに提出するよう指導する。ただし、市の主催・共催事業及び市が承認した指定管理者の事業についてはこの限りではない。
- ② 雨天時の予備日は原則として受け付けない。ただし、地域の団体が「尼崎城址公園」を使用する場合は受け付ける。
- ③ 準備期間は申請期間に含める。ただし、長期間の準備期間については公園利用上好ましくないことから、最小限に留めるよう指導する。
- ④ 使用日の仮押えは原則として受け付けない。
- ⑤ 行為に付随した仮設工作物は、公園内行為として包括的に処理する。

(2) 必要書類

- (1) 行為の区域及び工作物の設置場所等を図示した図面
- ② 行為に係わる企画書等(必要により指示する。)

(3) 申請者

許可の条件等を履行できる立場の申請書であること。例えば、団体については代表者が申請すること。

(4) 使用料

- ① 使用面積は、申請者の申告に基づき協議する。
- ② 行為に対して行政機関の後援がある場合は、名義使用承認書を添付させる。
- ③ 納期限は使用開始日の前日とする。ただし、やむをえない場合は別途定めるとする。
- ④ 許可書及び納付書は、指定した場所において手交することを原則とする。ただし、 郵送を希望するものに対しては、切手を貼付した封筒を準備してもらう。

以上